

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	恩給法
根拠条項	第80条第2項
処分の概要	内縁関係にあることが認められた場合の扶助料の失権
法令の定め	恩給法第80条第2項
処分基準	遺族が内縁関係にあると認められるとき
処分担当課	総務部人事局職員厚生課福利企画係 (電話番号：22-311)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	恩給給与規則
根拠条項	第34条の5
処分の概要	申請書未提出の場合の支払差止
法令の定め	恩給給与規則第34条の5
処分基準	恩給受給権存否調査に関する提出書類が未提出である場合において、受給権の存否に疑義がある場合
処分担当課	総務部人事局職員厚生課福利企画係 (電話番号：22-311)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/index.htm)